○国土交通省令第八十二号

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第四条第一項及び第二項第六号並びに第十三条の規定に基づき、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月二十五日　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則（平成二十五年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定警備計画のその他の記載事項）	（特定警備計画のその他の記載事項）
第五条　法第四条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第五条**　法第四条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　前号の予定貨物に係る我が国への輸送予定又は輸送実績	（新設）
四　（略）	三　（略）
（特定警備実施計画のその他の記載事項）	（特定警備実施計画のその他の記載事項）
第十七条　法第十三条第六号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第十七条**　法第十三条第六号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　貨物の種類	（新設）
三～八　（略）	二～七　（略）
第一号様式（第４条関係）	第一号様式（第４条関係）
（略）	（略）
1．　（略）	1．　（略）
2．特定日本船舶に関する事項	2．特定日本船舶に関する事項
（1）～（3）　（略）	（1）～（3）　（略）
（4）前号の予定貨物に係る我が国への輸送予定又は輸送実績	（新設）
3．～6．　（略）	3．～6．　（略）
（備考）　（略）	（備考）　（略）
第六号様式（第16条関係）	第六号様式（第16条関係）
（略）	（略）
1．特定日本船舶に関する事項	1．特定日本船舶に関する事項
（1）・（2）　（略）	（1）・（2）　（略）

（3）貨物の種類	（新設）
（4）　（略）	（3）　（略）
2．～6．　（略）	2．～6．　（略）
（備考）　（略）	（備考）　（略）

附　則

1　この省令は、令和四年十二月一日から施行する。

2　この省令の施行の際現に提出されている特定警備計画の記載事項及び様式は、なお従前の例による。